

保有個人データに関する事項の公表等について

福田悪水土地改良区個人情報保護に関する規程第16条の規定により、保有個人データに関する事項を公表します。

平成27年4月1日
福田悪水土地改良区

1 本土地改良区の名称

福田悪水土地改良区

2 利用目的

福田悪水土地改良区定款第4条に規定する事業を円滑に実施するために利用する。

職員の個人情報、事業等を実施する際の雇用管理のために利用する。

3 個人情報の保護に関する方針

- ① 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。
- ② 苦情処理に適切に取り組む。

4 共同利用に関する事項

① 共同して利用する個人データの項目

氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項

② 共同で利用する者の範囲

農林水産省、愛知県、管内各市町、管内農業委員会、管内農業協同組合

③ 利用する者の利用目的

福田悪水土地改良区の管理する施設の維持管理及び当該施設に係る事業の円滑な実施その他の地域農業の振興のため

④ 個人情報の管理について責任を有する者の名称

福田悪水土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

5 利用目的の通知又は保有個人データの開示等を請求する場合の方法及び手数料

① 利用目的の通知又は保有個人データの開示等を請求する場合の方法及び手数料

開示等の請求をする旨及び請求の内容を記載した書面を福田悪水土地改良区理事長へ提出してください。

② 手数料

無料とする。

6 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

福田悪水土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

特定個人情報等に係る保有個人データに関する基本方針 の公表について

福田悪水土地改良区個人情報保護に関する規程（以下「個人情報保護規程」という。）第16条の規定により、「行政手続における特定の個人を識別するための個人番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に定める個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いについて組織として取り組むため基本方針を定め、公表します。

平成28年4月1日
福田悪水土地改良区

1 本土地改良区の名称

福田悪水土地改良区

2 利用目的

本土地改良区が、役職員等（総代、理事、監事及び職員又は第三者から取得する特定個人情報等の利用目的は、個人情報保護規程第4条の2に掲げる事務の範囲内で利用する。

3 特定個人情報等の保護に関する方針

本土地改良区は、番号法、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守して、特定個人情報の適正な取扱いを行います。

4 安全管理措置に関する事項

本土地改良区は、特定個人情報等について、漏えい、滅失又は毀損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取り扱う従業者や委託先（再委託先等を含む。）に対して、必要かつ適切な監督を行います。特定個人情報等の安全管理措置に関しては、個人情報保護規程第9条において具体的に定めています。

5 利用目的の通知等特定個人情報等の開示等を請求する場合の手続及び手数料

① 利用目的の通知等特定個人情報等の開示等を請求する場合の手続

開示等の請求をする旨及び請求の内容を記載した書面を福田悪水土地改良区理事長へ提出してください。

② 手数料

無料とする。

6 取扱いに関する苦情の申出先

福田悪水土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長